

平成 年 月 日

一般社団法人彩の国SCネットワーク  
正会員登録申請書

一般社団法人彩の国SCネットワーク 代表理事 様

クラブ名

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり、一般社団法人彩の国SCネットワークの趣旨に賛同し、正会員として登録します。

会費は \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に、振込みました。(入金確認のため、必ず記載ください)

クラブ名		
代表者氏名		
クラブ 連絡先	住所	※必ず連絡担当者の手元に届く住所を記載してください
	電話番号	
	FAX	
	メール	

## 〈個人情報の取り扱いについて〉

取得した個人情報は、一般社団法人彩の国SCネットワークを運営する際に利用するとともに、ご本人に連絡させていただく場合に限り使用します。これ以外の目的で個人情報を利用する際は、その旨を明示し、ご本人に了解を得るものとします。

## 【正会員登録申請書の送付先】

一般社団法人彩の国SCネットワーク事務局(NPO法人浦和スポーツクラブ内)

〒330-0072 さいたま市浦和区領家4-5-6

Tel : 048-887-7140 FAX : 048-677-7598

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク 入会金及び会費規則

規則第1号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）定款第8条に定める入会金及び会費に関する基準を定めるものである。

### （入会金及び会費等）

第2条 当法人の活動に賛同して入会する場合の入会金及び会費等は次の表のとおりとする。

	会員種別	対象期間	会 費
入会金	全会員	入会時	0円
会費	正会員	1年度	6,000円
	一般会員	1年度	0円
	賛助会員	1年度	1口 10,000円

### （変更）

第3条 この規則を変更する場合は、社員総会で決定する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

一般社団法人彩の国SCネットワーク  
退 会 届

一般社団法人彩の国SCネットワーク 代表理事 様

下記のとおり、貴法人を退会しますのでお届けします。

クラブ名		
代表者氏名	⑩	
会員種別	正会員 ・ 一般会員 (該当するものを○で囲んでください。)	
退会年月日	平成 年 月 日	
退会理由		
クラブ 連絡先	住 所	
	電話番号	
	メ ー ル	

## 【退会届の送付先】

一般社団法人彩の国SCネットワーク事務局(NPO法人浦和スポーツクラブ内)

〒330-0072 さいたま市浦和区領家4-5-6

Tel : 048-887-7140 FAX : 048-677-7598

# 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク

## 社員総会及び理事会の議事録に関する記載事項

規則第2号

平成26年4月1日制定

### 1 社員総会の議事録

社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第10条第2項に規定する電磁的記録をいい、次に掲げる事項を内容とする。

**1** 社員総会が開催された日時及び場所

（当該場所に存しない理事、監事又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

**2** 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

**3** 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

① 法第74条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）

② 法第74条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）

③ 法第102条

④ 法第105条第3項

**4** 社員総会に出席した理事、監事の氏名

**5** 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名

**6** 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

ただし、次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

**7** 法第58条第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

② イの事項の提案をした者の氏名又は名称

③ 社員総会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

⑤ 法第59条の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容

ロ 社員総会への報告があったものとみなされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 2 理事会の議事録

理事会の議事録の作成については、書面又は電磁的記録をもって作成し、次に掲げる事項を内容とするものとする。

### 1 理事会が開催された日時及び場所

(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

### 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

- ① 法第 93 条第 2 項 の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
- ② 法第 93 条第 3 項 の規定により理事が招集したもの
- ③ 法第 101 条第 2 項 の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
- ④ 法第 101 条第 3 項 の規定により監事が招集したもの

### 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

### 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- ① 法第 92 条第 2 項
- ② 法第 100 条
- ③ 法第 101 条第 1 項

### 6 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

法第 96 条 の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② イの事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- ⑤ 法第 98 条第 1 項 の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

ロ 理事会への報告を要しないものとされた日

ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク 役員の報酬等規則

規則第3号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）定款第29条に定める役員の報酬等に関する基準を定めるものである。

### （定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、定款第23条に定める理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。

### （報酬等の支給）

第3条 当法人の役員は、原則として無報酬とする。

2 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

### （公表）

第4条 当法人は、この規則をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条に定める「理事の報酬等」として公表するものとする。

### （改廃）

第5条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

### （補足）

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### 附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 一般社団法人彩の国SCネットワーク 理事会規則

規則第4号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国SCネットワーク（以下「当法人」という。）定款第37条に定める理事会に関する事項を定めるものである。

### （構成）

第2条 理事会はすべての理事をもって構成し、業務施行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 理事会には、事業推進を図るために事業担当理事会を設置することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

### （役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### （理事会の種類・開催）

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、5月、8月、11月及び2月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

### （招集権者）

第5条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

### （招集手続）

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 前項の規定に係らず、代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決とするところによる。

2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の決議については特別の利害関係を有する理事は、その議決加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事に数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的ある事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) 利益相反に関する事項
- (7) その他理事会が必要と認める事項

2 代表理事は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、代表理事は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告事項)

第11条 代表理事及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定め



られた事項について、理事会に報告しなければならない。

2 やむを得ない理由のために当該理事会に出席できない理事は、あらかじめ理事会に対して自己の職務に係る報告書を書面により提出しなければならない。この場合には、理事会の議長が、当該欠席理事に代わって、提出された報告書に基づいて報告する。

3 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

4 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事及び監事がこれに署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第13条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第14条 この規則は実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク事務局の事務分掌等に関する規則

規則第5号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）定款第4 2条に定める事務局職員の事務分掌等に関する事項を定めるものである。

### （設置場所）

第2条 事務局は、当法定款第2条に定める事務所の中に置く。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、理事会の決定により、他の場所に臨時の事務局を置くことができる。

### （所掌事務）

第3条 事務局は、次の各号に定める事務を処理する。

- （1）本会の役員及び機関に関すること
- （2）本会の会員情報の管理に関すること
- （3）内部組織との連絡調整に関すること
- （4）本会の文書及び公印の管理に関すること
- （5）本会の会計及び契約並びに資産の管理に関すること
- （6）事務所の維持管理に関すること
- （7）登記に関すること
- （8）その他の庶務

2. 事務局は、前項各号に定める事務のほか、ニュースの発行、資料の作成その他必要な事業を行う。

### （事務局長）

第5条 事務局長は、理事会の同意を経て、代表理事が委嘱する。

2 事務局長は、代表理事の命を受けて事務局を統括する。

### （職員）

第6条 事務局に職員を置くことができる。

2 職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務を分掌する。

### （その他）

第7条 この規則による事のできない場合には、代表理事が決定する。

(変更)

第8条 この規則を変更する場合は、理事会の決議で決定する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク情報公開規則

規則第6号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）定款第46条に定める情報公開に関する基準を定めるものである。

### （管理）

第2条 当法人の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

### （公開する資料）

第3条 前条のうち、次の資料は、当法人の業務時間内はいつでも事務所において閲覧に供する。

- （1）定款
- （2）役員名簿
- （3）社員名簿
- （4）貸借対照表
- （5）収支計算書
- （6）正味財産増減計算書
- （7）財産目録
- （8）事業報告書
- （9）事業計画書
- （10）収支予算書

2 前項第2号及び第3号について社員以外の者から閲覧請求があった場合には、個人の住所等に係る記載を除外して閲覧に供する。その他の資料については、関係者の住所・電話番号・生年月日等の個人に関する情報が記載されている場合は、当該記載部分を除外して閲覧に供することができる。

### （インターネットによる公開）

第4条 前条の資料は当法人のオフィシャルWEBページ上において公開する。

### （閲覧の申出方法等）

第5条 当法人の事務所において、第3条に定める資料の閲覧を申し出ようとする者は当法人に対し、氏名、住所、公開を申し出ようとする資料の名称を所定の用紙に記載する方法で申し出なければならない。

2 閲覧については無料とし、閲覧資料の複製物の作成にあたっては実費を徴収することとする。

### （変更）

第6条 本規則の変更または追加には、理事会の承認を得なければならない。

### （その他）

第7条 この規則による事のできない場合には、理事会にて決定する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク個人情報の取り扱い規則

規則第7号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）定款第47条に定める個人情報の保護に関する基準を定めるものである。

### （個人情報の取得）

第2条 当法人は、個人情報保護に関する法律に基づき、取得した個人情報は、定款に定める事業等の実施の際に次のように利用する。

- ① 当法人の社員総会等へのご案内及び運営
- ② 当法人主催の各種事業等への参加・利用等に必要な処理
- ③ 当法人の機関紙及び各種関連資料の配信・送付
- ④ 当法人が実施するアンケート等の調査・研究
- ⑤ 会員相互の情報提供
- ⑥ 上記利用目的のほか、国等の調査・確認等に応じる場合

### （個人情報の管理）

第3条 当法人は、個人情報への外部からの不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩などへの危険防止に対応するため、合理的かつ適切な安全対策を講じる。

- ① 当法人の職員等に対する個人情報の取扱いに関して明確なルールのもとで個人情報の適切な管理の周知徹底を図る。
- ② 当法人では、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行なう。

### （個人情報の第三者への提供）

第4条 当法人は、次に掲げる場合を除いて、取得した個人データを第三者に提供しない。

- ① あらかじめ社員から同意をいただいている場合
- ② 利用目的の達成に必要な範囲内において外部業者その他第三者に個人データの取扱いを委託する場合
- ③ 上記のほか、法律で提供が認められている場合

### （その他）

第5条 この規則による事のできない場合には、理事会にて決定する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク個人情報の取り扱いについて

平成26年4月1日制定

一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）では、事業運営に関して会員等の個人情報を取得しますが、これらの個人情報を適切に取扱いに関しては個人情報保護に関する法律に基づき、プライバシーの保護に努めていくために、定款第47条に定める情報公開に関して次の基準を定めるものである。

### 1 個人情報の取得について

当法人では、取得した個人情報は、定款に定める事業等の実施の際に次のように利用しています。

- ① 当法人の社員総会等へのご案内及び運営
- ② 当法人主催の各種事業等への参加・利用等に必要な処理
- ③ 当法人の機関紙及び各種関連資料の配信・送付
- ④ 当法人発行の書籍等の販売等に必要な処理
- ⑤ 当法人が実施するアンケート等の調査・研究
- ⑥ 会員相互の情報提供

※ 当法人の会員情報(名簿等)については、上記利用目的のほか、国等の調査・確認等に応じることのために利用する場合があります。

### 2 個人情報の管理について

- ① 当法人は、個人情報への外部からの不正アクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏洩などへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行ないます。
- ② 当法人の職員等に対しては、個人情報の取扱いに関して明確なルールのもとで個人情報の適切な管理を周知徹底します。
- ③ 当法人では、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合については、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行ないます。

### 3 個人情報の第3者への提供について

- ① 当法人は、次に掲げる場合を除いて、取得した個人データを第三者に提供しません。
  - ・あらかじめ社員から同意をいただいている場合
  - ・利用目的の達成に必要な範囲内において外部業者その他第三者に個人データの取扱いを委託する場合
  - ・上記のほか、法律で提供が認められている場合

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク 謝金等支給規則

規則第8号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は定款第48条に定める委任を受け、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）が支給する諸謝金等（以下「謝金等」という。）の取り扱いについて定める事を目的とする。

### （支給対象者及び業務内容）

第2条 謝金等の対象業務の内容及び支給対象者等については、別表に掲げるとおりとする。

### （支払方法）

第3条 謝金等は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。但し、特に本人が希望する場合は、現金で支給することが出来る。

### （その他）

第4条 この規則による事のできない場合には、理事会にて決定する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から適用する。

### （別表）

対象業務	支給対象者	対象期間	単価（上限）
事業・講演会等の講演	有識者	1回	50,000円
同	講師	1回	15,000円
同	実技指導者	1回	10,000円
同	運営スタッフ	1回	2,000円

## 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク 旅費支給規則

規則第9号

平成26年4月1日制定

### （目的）

第1条 この規則は第48条に定める委任を受け、一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）の理事及び代表理事の指名する者に対して支給する旅費に関し基準を定めるものである。

### （旅行の命令・依頼）

第2条 旅行の命令又は依頼は、当法人より文書または口頭により行うものとする。

### （旅費の種類）

第3条 この規程に基づく旅費とは、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等）のことをいう。

### （交通費の支給）

第4条 交通費は公共交通機関によって、もっとも合理的な通常の経路で勤務箇所、住居間を通勤する場合の乗車券の往復分を限度として支給する。自家用車等を利用した場合も、これに準じるものとする。

### （変更）

第5条 この規則を変更する場合は、理事会で決定する。

### （その他）

第6条 この規則による事のできない場合には、理事会にて決定する。

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



# 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク 顧問等の設置に関する規則

規則第10号

平成28年5月13日制定

第1条 一般社団法人彩の国 SC ネットワーク（以下「当法人」という。）に、若干名の顧問を置くことができる。

第2条 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

第3条 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4条 顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

附 則

この規則は、平成28年5月13日から施行する。